



花菖蒲

# 山原治 税経労務通信 事務所

税  
経  
労  
務  
通  
信

税  
会  
保  
理  
政  
勞  
書  
士  
士

編集発行人  
税理士  
社会保険労務士  
行政書士  
山原治  
〒910-0003  
福井市松本4-2-4  
加藤ビル2F  
TEL 0776(21)2470㈹  
FAX 0776(24)3311  
URL <http://www.yamahara-office.jp>  
E-mail [info@yamahara-office.jp](mailto:info@yamahara-office.jp)

6月

(水無月) JUNE

## 6月の税務と労務

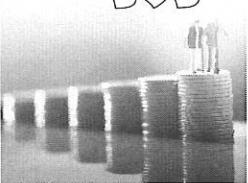
日	13	27
月	14	28
火	15	29
水	16	30
木	17	
金	18	
土	19	
日	20	
月	21	
火	22	
水	23	
木	24	
金	25	
土	26	

- |                                     |       |                              |
|-------------------------------------|-------|------------------------------|
| 国 税／5月分源泉所得税の納付                     | 6月10日 | 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) |
| 国 税／所得税の予定納税額の通知                    | 6月15日 | 市町村の条例で定める日                  |
| 国 税／4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)           | 6月30日 | 労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届     |
| 国 税／10月決算法人の中間申告                    | 6月30日 | 支払後5日以内                      |
| 国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) | 6月30日 | 労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出)        |

### ワンポイント 法人設立ワンストップサービス

法人設立時に必要な「法人設立届出書」、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出など、複数の行政機関への各種手続をマイナポータルでのオンラインサービスで一度に行えるシステム。2月からは設立登記などにも対応し、全ての手続きに拡大されています。

# 退職金の税務対策



令和三年度税制改正では、法人役員以外の従業員に支給する退職金についての課税方法の見直しが行われています。退職金については、税務上、留意する点も少なくないので、役員や従業員などの受給側と支給する会社側に分けて以下、ポイントを整理してみます。

## I 受給する側

### 1 納税手続き

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算します。退職金の支払いを受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払い者(会社)に提出している場合は、源泉徴収だけで課税関係が終了(分離課税)しますので、原則、確定申告の必要はありません。

一方、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合は、退職金等の支払金額の二〇・四二%の所得税及び復興特別所得税額が源泉徴収されますが、受給者本人が確定申告を行なうことで精算されます。

### 2 税額の計算方法

税額計算の基となる退職金(課税退職所得金額)は勤続年数などにより異なります。

具体的には、次の(1)～(3)の区分に応じて求めた課税退職所得金額を図表1に当てはめて計算します。

#### (1) 一般退職手当等

一般の退職所得の金額は、原則と次の(2)又は(3)に該当しないいます。

(2) 特定役員退職手当等  
法人役員等の退職金については、役員等としての勤続年数が五年以下の者(特定役員等)が、その勤続年数に対応す

図表1 退職所得の源泉徴収税額の速算表

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額= $((A) \times (B)) - (C) \times 102.1\%$
195万円以下	5%	0円	$((A) \times 5\%) \times 102.1\%$
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	$((A) \times 10\% - 97,500\text{円}) \times 102.1\%$
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	$((A) \times 20\% - 427,500\text{円}) \times 102.1\%$
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	$((A) \times 23\% - 636,000\text{円}) \times 102.1\%$
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	$((A) \times 33\% - 1,536,000\text{円}) \times 102.1\%$
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	$((A) \times 40\% - 2,796,000\text{円}) \times 102.1\%$
4,000万円超	45%	4,796,000円	$((A) \times 45\% - 4,796,000\text{円}) \times 102.1\%$

図表2

### 退職所得控除額の計算方法

- ① 通常の退職の場合  
勤続年数が20年以下  
………… 40万円×勤続年数(最低80万円)  
勤続年数が20年超  
………… 800万円+70万円×(勤続年数-20年)
- ② 障がい者になったことに直接起因して退職した場合  
①によって計算した金額+100万円
- ※ 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき又は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るときは、控除額の計算が異なることがあります。

このでの役員等とは、①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人や地方公務員をいいます。  
法人の経営に従事している一定の者、②国会議員や地方公共団体の議員、③国家公務員課税退職所得金額は、次のように計算します。



## 駐車場の賃貸借契約書の印紙

印紙税法では、土地又は地上権の賃貸借契約書は、課税対象（印紙税額一覧表の第1号の2文書）に該当しますが、建物や施設、物品などの賃貸借契約書については、課税対象となりません。

そのため、駐車場の賃貸借契約書の場合は、その契約が「土地の賃貸借」なのか、「駐車場という施設の賃貸借」なのかにより、印紙税の取扱いが異なります。

そこで、駐車場を借りるための契約としては、概ね次のような場合が考えられますので、以下、その印紙税の取扱いを見ていきます。

## 1 駐車する場所として土地を賃貸借する場合

駐車する場所として、いわゆる駐車場としての設備のない更地を貸し付ける場合の賃貸借契約書は、印紙税額一覧表の第1号の2文書「土地の賃借権の設定に関する契約」

約書に該当するので課税対象となります。

## 2 車庫を賃貸借する場合

車庫という施設の賃貸借契約書に該当するので、課税対象となりません。

### 3 駐車場の一定の場所に駐車することの 契約の場合

駐車場という施設の賃貸借契約書に該当するので課税対象となりません。

#### 4 車の寄託(保管)契約の場合

この場合は、車という物品を預かる寄託契約書に該当するので、課税対象となりません。

なお、土地の賃貸借契約書の記載金額は、目的物の使用収益のための対価（いわゆる地代）ではなく、貸借権の設定のための対価、すなわち権利金、名義変更料、更新料等後日返還されることが予定されていないものの金額をいいます。

そのため、土地賃借権契約書で、その契約書に記載されている金額が「月額地代のみ」のような場合には、記載金額のない第1号の2文書となります。

## 非居住者等からの 土地等の購入

非居住者や外国法人から日本国内の土地等を購入し、その代金を国内で支払う場合、非居住者等に対して対価を支払う際は、「所得税及び復興特別所得税」(10.21%)の源泉徴収を行い、原則として支払った月の翌月10日までに納めなければなりません。

源泉徴収義務者には、土地等の譲渡対価の支払をする者の全てが含まれていますから、法人はもちろん個人（事業者かどうかは問いません。）でも、非居住者等に対して土地等の譲渡対価を支払った場合には原則、源泉徴収が必要です。

ただし、個人が自己又はその親族の居住の用に供するために土地等を購入した場合で、その土地等の譲渡対価が1億円以下であれば、その個人は源泉徴収をする必要はありません。

行き止まり私道の評価（定路線価）の設定の申出を行うことができます。

**Q**　　自家前の道路はいわゆる「行き止まり私道」で、路線価は付されておりません。相続等の際には、どのように評価すればよいのでしょうか。

**A**　　相続税や贈与税の申告のために、路線価地域内において路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるときは、税務署長に対し、路線価（特

設定の申出が行われ税務署長が特定路線価を設定した場合には、この特定路線価を路線価とみなして、その道路のみに接している宅地を評価します。

特定路線価は、原則として建築基準法上の道路等に設定されます。私道がこれに該当しない場合は、原則、既存の路線価を基に画地調整等を行い評価しま